

モニタリング強化型特別保証制度の モニタリングについて

令和8年3月2日

中小企業庁 金融課

目次

1. 創設経緯	P2
2. 制度概要	P3
3. 月次管理	P6
4. 経営状況の変化に関する報告	P8
5. モニタリング報告	P11
6. 月次管理及び報告スケジュール	P14
7. (様式)申込人資格要件申告書兼誓約書	P17

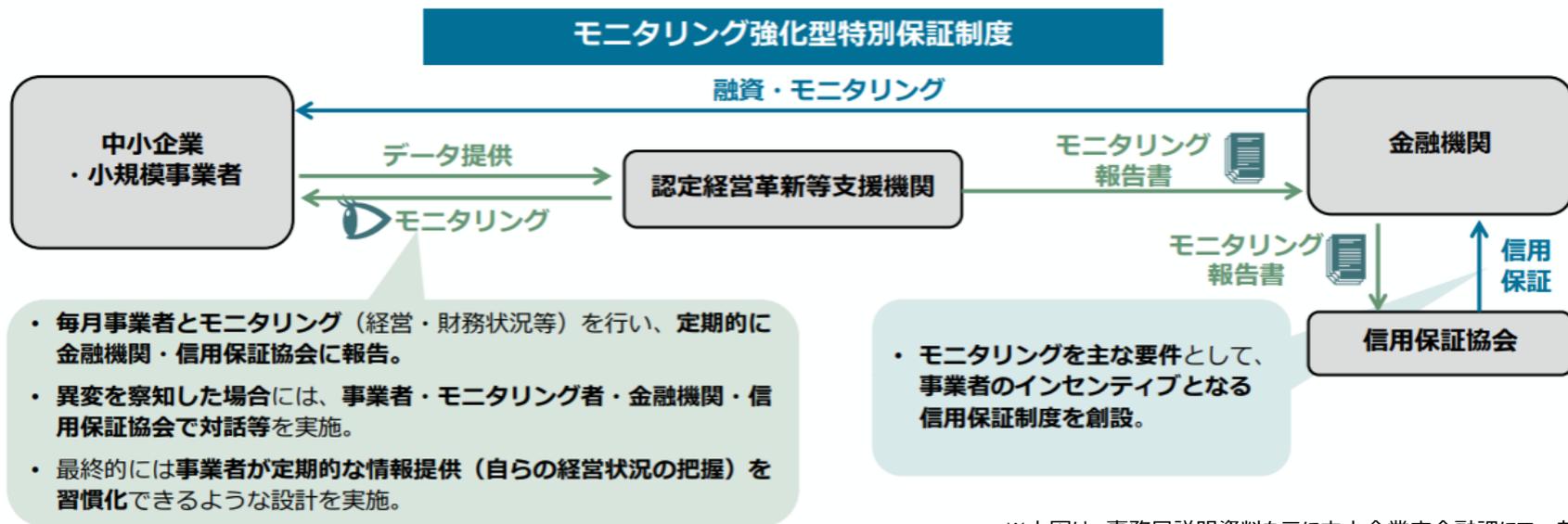
1. 創設経緯

- 円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会報告書：令和7年3月27日公表
(20頁 第4章 今後の対応に向けて 3. 情報共有のインセンティブのあり方について)

事業者の定期的な情報提供（モニタリング）の促進に一層の実効性を確保するため、**事業者との定期的な接点を持つ支援者（例：税理士・公認会計士等）の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組みを設ける**ことを早期に検討し、結論を得る。

- 第15回中小企業政策審議会金融小委員会事務局説明資料：令和7年10月28日開催
(49頁 3. 今後の再生支援の在り方について (3) 今後の課題・対応の方向性 モニタリングの強化に向けた信用保証の検討)

事業者の定期的な情報提供（モニタリング）の促進に一層の実効性を確保するため、**事業者との定期的な接点を持つ支援者の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組み**を以下のような形で検討してはどうか。



※上図は、事務局説明資料を元に中小企業庁金融課にて一部修正。

- 「『強い経済』を実現する総合経済対策」：令和7年11月21日閣議決定
(26頁 第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策 第1節 生活の安全保障・物価高への対応 3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備 (2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資)

地域金融機関・信用保証協会・士業等で連携した予兆管理を強化するための信用保証制度を新設する。

2. 制度概要

項目	モニタリング強化型特別保証制度（略称：モニ特別）
資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。
保証限度額	2億8,000万円 ※1企業の保証限度額となることから、複数の保証協会利用分を合算した保証限度額となる。
保証割合	責任共有対象（80%保証）
対象資金	事業資金（運転資金・設備資金・運転設備資金）
対象金融機関	各信用保証協会と約定を締結している金融機関
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括または分割返済
保証期間	10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内） 但し、一括返済の場合は1年以内
保証料率・保証料補助	次スライド参照
担保	必要に応じて徴求するものとする。
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
添付資料	保証協会所定の申込資料のほか、「モニタリング強化型特別保証制度申込人資格要件申告書兼誓約書」を添付するものとする。
取扱期間	令和8年3月16日から令和11年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

2. 制度概要（保証料率および保証料補助について）

- ・借入金額に対して次の表に定める料率を適用する。
- ・信用保証協会への保証申込日が令和8年3月16日から令和9年3月31日までの場合、次の表に定める補助率に相当する額を国が補助する。
- ・本制度の取扱期限は令和11年3月31日（保証申込受付）であるが、令和9年4月1日以降の保証申込について、補助の有無や補助を実施する場合の補助率は未定。

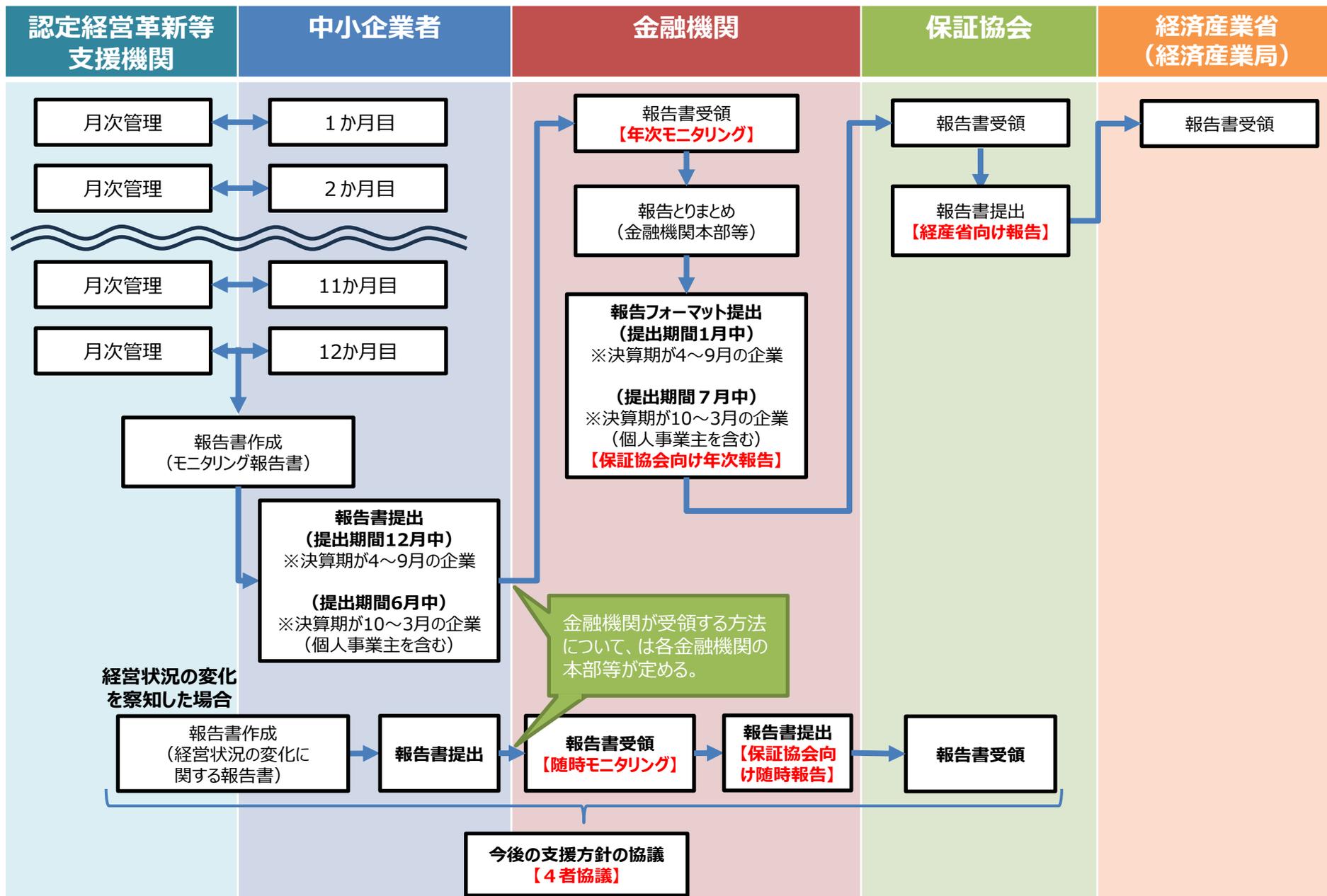
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。

条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乗せ分の保証料については補助対象外。

2. 制度概要 (フロー図)



3. 月次管理

月次管理の実施

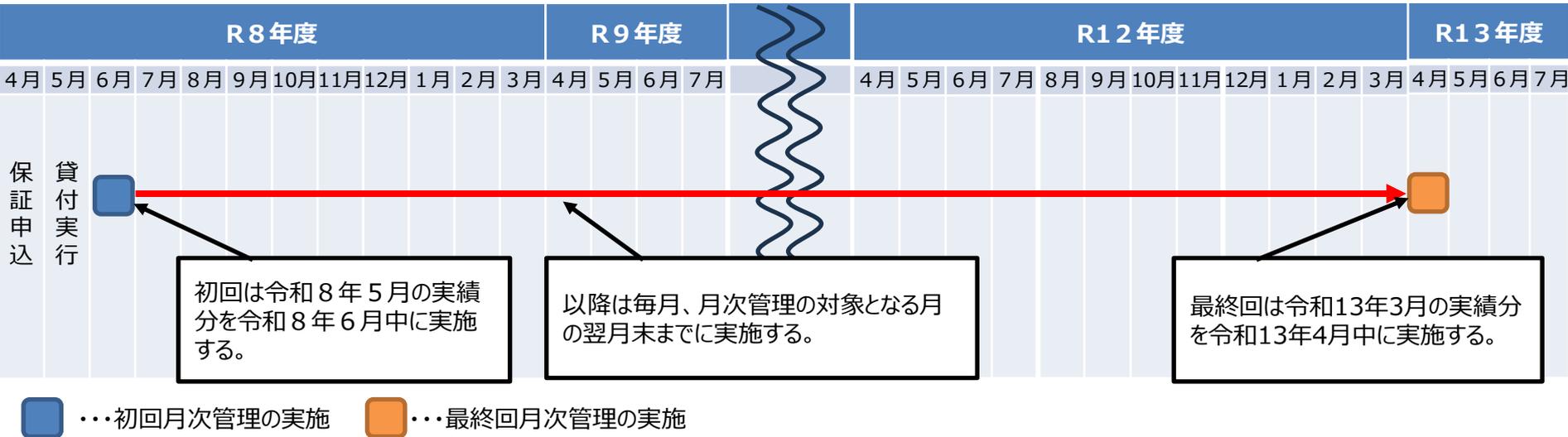
月次管理とは

- ・中小企業者の事業年度を基準として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）において、中小企業者及び認定経営革新等支援機関が連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握すること。

月次管理の概要

- ・貸付実行日の属する月（貸付実行日の翌月に実施）から、当該月が属する事業年度を起点として、5事業年度目の決算月（5事業年度目の決算月の翌月に実施）までが対象となる。
- ・原則として、月次管理の対象となる月の翌月末までに実施する。
（例えば、令和8年5月に本制度を実行した場合、初回の月次管理は令和8年5月の実績を令和8年6月末までに実施する。）
- ・モニタリング期間内に完済した場合、月次管理は完済日の前々月の実績分（完済日の前月に実施）までとする。
- ・把握すべき項目については月次管理表（参考）の内容を満たすよう留意する。
（月次管理表（参考）については月次管理を実施する上での一例であり、別途任意の様式を活用しても差し支えない。）

【3月決算で令和8年5月に本制度を実行したパターン】



3. 月次管理（参考様式） 月次管理表

中小企業者及び認定経営革新等支援機関が月次管理を実施する際に活用する。
 本様式は一例であり、別途任意の様式を活用しても差し支えない。

【モニタリング強化型特別保証制度用】 令和8年3月16日制定

月次管理表 年 月 日 ←

住所					
顧客名				代表者名	

月次で財務状況や資金繰り状況等を把握（以下、月次管理という）した内容は以下のとおりです。

月次管理実施日		月次管理対象年月	令和	年	月
---------	--	----------	----	---	---

・財務状況、資金繰り状況等

・資金繰り表 (千円)

	(実績)	1か月目		2か月目		3か月目		4か月目		5か月目		6か月目	
	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年	R年
売上高													
仕入・外注費													
前月繰越現預金(A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入	現金売上												
	売掛金回収												
	手形期日落												
	手形割引												
	その他収入												
計(B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出	現金仕入												
	買掛金支払												
	手形決済												
	賃金給与												
	支払利息・割引料												
上記以外の経費													
仕入・外注費・経費以外の支出													
計(C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引過不足(D=B-C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
借入金	短期借入金												
	長期借入金												
	計(E)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
借入金返済	短期借入金												
	長期借入金												
	計(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計(G=E-F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌月繰越現預金(A+D+G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

・経営課題、対応策、今後の見通し等（月次管理を踏まえた直近の重点課題やそれに対する取組事項等）

・認定経営革新等支援機関所見

・本様式作成日付を記入する。

4. 経営状況の変化に関する報告

中小企業者・認定経営革新等支援機関による経営状況の変化に関する報告及び報告後の対応

経営状況の変化に関する報告とは	<ul style="list-style-type: none">・モニタリング期間において、下記報告基準のいずれかに該当した場合、中小企業者と認定経営革新等支援機関が連携の上、「経営状況の変化に関する報告書」を作成し、中小企業者が金融機関及び保証協会に対して報告を行うこと。
報告基準	<ul style="list-style-type: none">・以下の（１）または（２）に該当する場合、金融機関及び保証協会に対して経営状況の変化に関する報告を行う。<ul style="list-style-type: none">（１） 今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき（２） 上記（１）に該当しないが、経営状況の変化に関する報告を行うことが必要であると判断したとき
経営状況の変化について	<ul style="list-style-type: none">・報告基準（２）については、例えば「主要取引先の経営状況の悪化や取引条件の変更により、収益性が大幅に低下している」、「社内人材の退職により、営業力や技術力等に課題が生じる可能性がある」などの財務情報、非財務情報等により経営状況の変化が確認できる場合を想定している。
報告方法	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者は「経営状況の変化に関する報告書」を速やかに金融機関に提出する。（保証協会には金融機関を通じて報告される。）・授受の方法、形式については金融機関が指定する方法による。・本報告書と併せて直近決算書を提出する。・報告基準（１）に該当する場合、本報告書と併せて資金繰りの見込みを明らかにする書類（資金繰り表等）を提出する。
4者協議	<ul style="list-style-type: none">・本報告後においては、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関、金融機関及び保証協会による対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有する。・対話の方法については、関係者が一堂に会することを必ずしも求めているものではなく、電話、オンライン会議等によって実施することでも差し支えない。

4. 経営状況の変化に関する報告

金融機関における経営状況の変化に関する報告書受領後の対応

保証協会への報告

- ・金融機関は中小企業者から「経営状況の変化に関する報告書」を受領後、【金融機関記入欄】を記入の上、速やかに保証協会へ送付する。

4者協議

- ・本報告受領後においては、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関、金融機関及び保証協会による対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有する。
- ・対話の方法については、関係者が一堂に会することを必ずしも求めているものではなく、電話、オンライン会議等によって実施することも差し支えない。

4. 経営状況の変化に関する報告（様式） 経営状況の変化に関する報告書

【モニタリング強化型特別保証制度用】 令和8年3月16日制定

年 月 日

【金融機関名】 御中
 ○○ 信用保証協会 御中

経営状況の変化に関する報告書

本店所在地 ^{※1}			
顧客名		代表者名	

※1 個人事業主の場合は主たる営業所をご記入ください。
 認定経営革新等支援機関と連携のうえ、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握（月次管理）した結果、経営状況の変化を察知したため、以下のとおり報告いたします。

・報告書提出基準

下記のいずれかに該当する場合、直近決算書と併せて本報告書をご提出ください。

今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき
※資金繰りの見込みを明らかにする書類（資金繰り表等）をご提出ください。

上記に該当しないが、経営状況の変化に関する報告が必要と判断したとき

【報告理由】

・経営状況の変化に関する具体的内容等
【経営状況の変化を察知した経緯、変化の原因、今後の見通し等】

【金融機関記入欄】

協会顧客番号		金融機関受付日	
金融機関名		本店名	
担当者名		電話番号	

【保証協会記入欄】

・事業者、認定経営革新等支援機関及び金融機関との対話を通じた今後の支援方針

支援方針	備考
<input type="checkbox"/> 経営支援の検討	
<input type="checkbox"/> 金融支援（新規融資）の検討	
<input type="checkbox"/> 金融支援（条件変更）の検討	
<input type="checkbox"/> 静観	
<input type="checkbox"/> その他	

・本様式作成日付を記入する。

・該当する基準にチェックする。

・「上記に該当しないが、経営状況の変化に関する報告が必要と判断したとき」に該当する場合、報告理由を記入する。

・金融機関は本報告書受領後、金融機関記入欄を記入の上、保証協会へ報告する。

・保証協会は4者の認識が一致していることを確認した上で、今後の支援方針を記録する。

5. モニタリング報告

モニタリング報告

モニタリング報告とは

・モニタリング期間において、年に1回、中小企業者と認定経営革新等支援機関が連携の上、「モニタリング報告書」を作成し、中小企業者が金融機関及び（金融機関を通じて）保証協会に対して報告を行うこと。

報告方法

・中小企業者は「モニタリング報告書」を金融機関に提出する。（保証協会には金融機関を通じて報告される。）
 ・授受の方法、形式については金融機関が指定する方法による。

報告提出期限

・決算期が4～9月の中小企業者は12月中、決算期が10～3月の中小企業者(個人事業主を含む)は6月中に、金融機関に報告書を提出する。
 ・初年度分（当初貸付実行日の属する事業年度）の報告は、2年目分の報告とまとめて報告する。
 ・保証協会には決算期が4～9月の中小企業者は1月中、決算期が10～3月の中小企業者(個人事業主を含む)は7月中に金融機関を通じて報告される。
 ・モニタリング期間における最終事業年度分の報告期限までに完済した場合、完済日時時点でモニタリングの金融機関宛報告期限（12月末または6月末）が到来していないものについては、報告不要。なお、2年目分の報告が不要な場合、初年度分のみ報告は不要。

決算期	決算申告期限【参考】	金融機関宛報告提出期間	保証協会宛報告提出期間 (金融機関経由)
4月	6月末	12月中	1月中
5月	7月末		
6月	8月末		
7月	9月末		
8月	10月末		
9月	11月末		
10月	12月末		
11月	1月末	6月中	7月中
12月	2月末		
12月 (個人)	3月15日 (個人)		
1月	3月末		
2月	4月末		
3月	5月末		

4月決算の場合、決算確定(6月末)～報告提出まで6か月、9月決算の場合、決算確定(11月末)～報告提出まで1か月と、決算期によって決算確定から報告までの期間に差があることから、中小企業者及び認定経営革新等支援機関は報告作成のスケジュール管理に留意する必要があります。

5. モニタリング報告

金融機関におけるモニタリング報告書受領後の対応

保証協会への報告

- ・決算期が4～9月の中小企業者分は1月中、決算期が10～3月の中小企業者分(個人事業主を含む)は7月中に、保証協会毎に金融機関が本部等でとりまとめのうえ報告する。1年目の報告は、2年目の報告とまとめて報告する。
- ・モニタリング期間における最終事業年度分の報告期限までに完済した場合、完済日時点でモニタリングの金融機関宛報告期限（12月末または6月末）が到来していないものについては、報告不要。なお、2年目分の報告が不要な場合、初年度分のみの報告は不要。

決算期	決算申告期限【参考】	金融機関宛報告提出期間	保証協会宛報告提出期間 (金融機関経由)
4月	6月末	12月中	1月中
5月	7月末		
6月	8月末		
7月	9月末		
8月	10月末		
9月	11月末		
10月	12月末	6月中	7月中
11月	1月末		
12月	2月末		
12月 (個人)	3月15日 (個人)		
1月	3月末		
2月	4月末		
3月	5月末		

5. モニタリング報告（様式） モニタリング報告書

令和8年3月16日制定
年 月 日

【金融機関名】 御中
〇〇 信用保証協会 御中

・本様式作成日付を記入する。

「モニタリング強化型特別保証制度」モニタリング報告書

本店所在地 ^{※1}			
顧客名			代表者名
認定経営革新等支援機関名 ^{※2}			
認定経営革新等支援機関ID ^{※2}			認定経営革新等支援機関種別 ^{※2,3}
融資実行年月	令和 年 月	決算月	月 期

・「申込人資格要件申告書兼誓約書」の【認定経営革新等支援機関記入欄】における認定経営革新等支援機関名、ID及び種別を記入する。

※1 個人事業主の場合は主たる営業所をご記入ください。
 ※2 保証申込時に提出した「申込人資格要件申告書兼誓約書」の【認定経営革新等支援機関記入欄】における認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID及び認定経営革新等支援機関種別をご記入ください。
 ※3 認定経営革新等支援機関種別は次の4区分 1. 地理上・公認会計士（法人含む） 2. 中小企業診断士 3. 金融機関 4. その他から該当する番号をご記入ください。複数項目に該当する場合は、若い番号を優先してご記入ください。

月次で財務状況や資金繰り状況等を把握（以下「月次管理」という。）した結果や財務分析内容について、次のとおり報告します。

1. 月次管理実施状況

1年目（令和 年度）	対象年月：令和 年 月 ～ 令和 年 月分
<input type="checkbox"/> 毎月月次管理を実施した。	<input type="checkbox"/> 経営状況の変化は認められなかった。
2年目（令和 年度）	対象年月：令和 年 月 ～ 令和 年 月分
<input type="checkbox"/> 毎月月次管理を実施した。	<input type="checkbox"/> 経営状況の変化は認められなかった。
3年目（令和 年度）	対象年月：令和 年 月 ～ 令和 年 月分
<input type="checkbox"/> 毎月月次管理を実施した。	<input type="checkbox"/> 経営状況の変化は認められなかった。
4年目（令和 年度）	対象年月：令和 年 月 ～ 令和 年 月分
<input type="checkbox"/> 毎月月次管理を実施した。	<input type="checkbox"/> 経営状況の変化は認められなかった。
5年目（令和 年度）	対象年月：令和 年 月 ～ 令和 年 月分
<input type="checkbox"/> 毎月月次管理を実施した。	<input type="checkbox"/> 経営状況の変化は認められなかった。

2. 財務分析内容

	前年度実績	1年目実績	2年目実績	3年目実績	4年目実績	5年目実績
決算期						
①売上増加率（%）						
②営業利益率（%）						
③労働生産性（千円）						
④E B I T D A有利子負債倍率（倍）						
⑤営業運転資本回転期間（か月）						
⑥自己資本比率（%）						

※個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

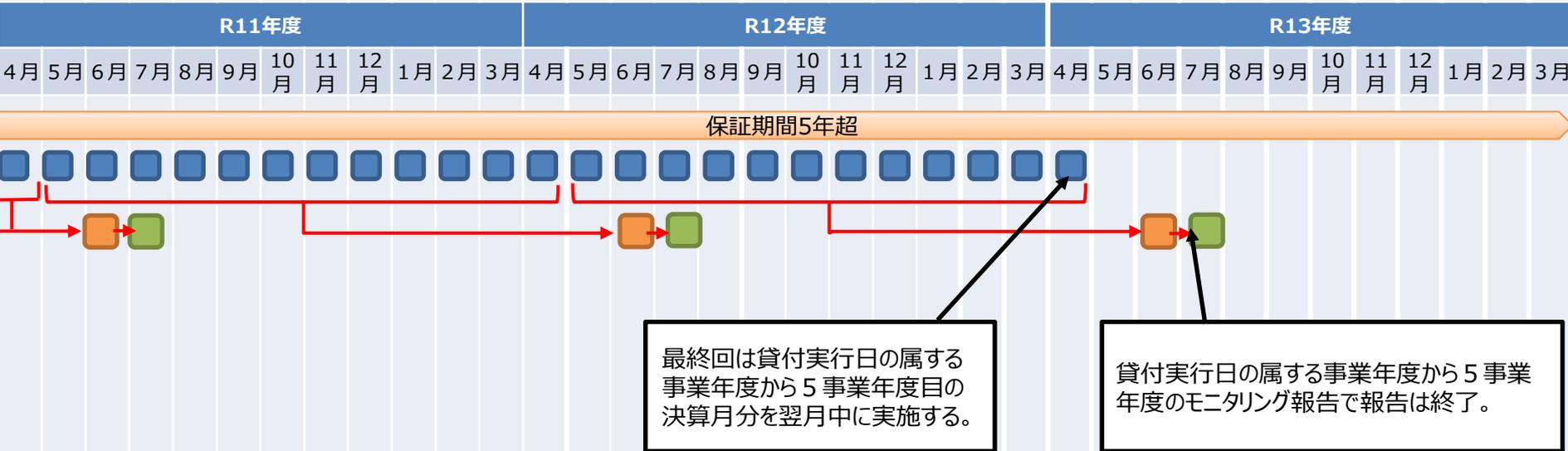
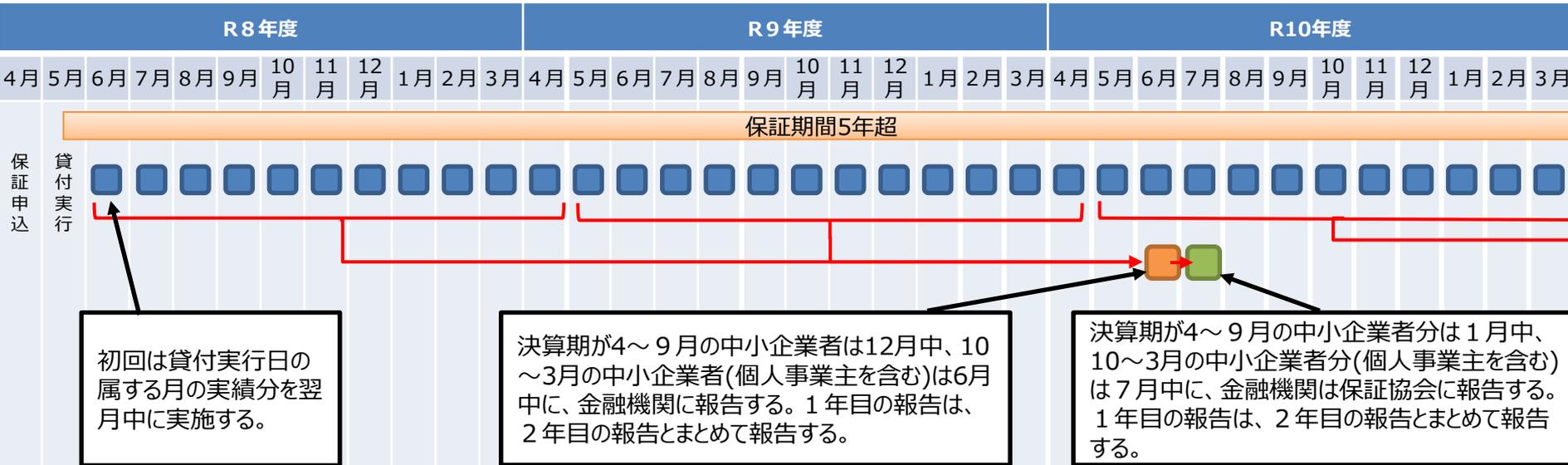
（参考）財務分析指標の計算式

①売上増加率＝（売上高/前年度売上高）－1	②営業利益率＝営業利益/売上高
③労働生産性＝営業利益/従業員数	④E B I T D A有利子負債倍率＝（借入金－預金）/（営業利益＋減価償却費）
⑤営業運転資本回転期間＝（売上債権＋前払資産－買入債務）/月商	⑥自己資本比率＝純資産/総資産

【金融機関記入欄】

協会顧客番号		
金融機関名	本支店名	

6. 月次管理及び報告スケジュール【モニタリング期間5事業年度（例：3月決算）】



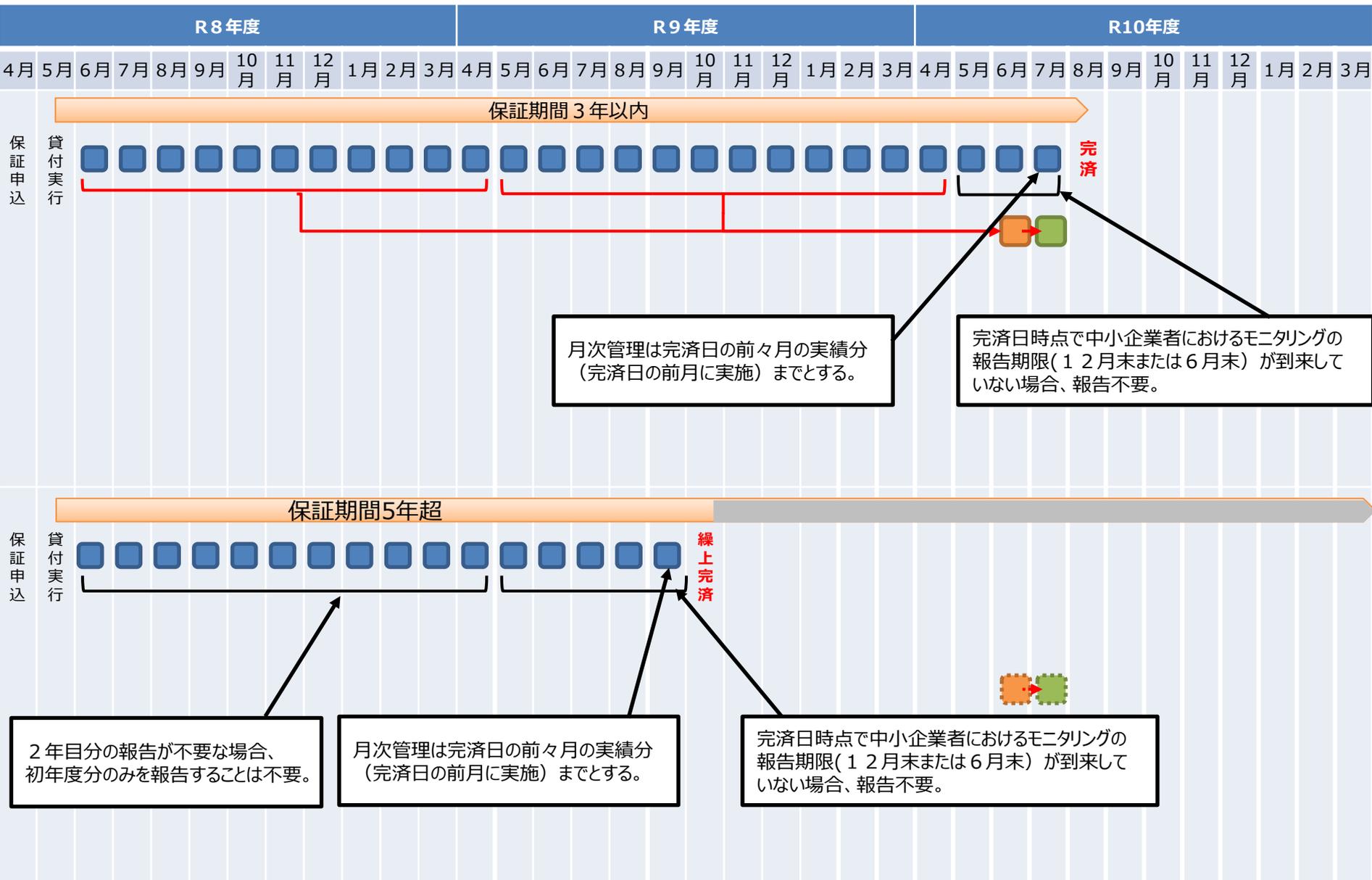
■ …月次管理の実施
 ■ …金融機関宛モニタリング報告提出
 ■ …保証協会宛モニタリング報告提出（金融機関経由）

6. 月次管理及び報告スケジュール【モニタリング期間5事業年度（例：9月決算）】



■ …月次管理の実施
 ■ …金融機関宛モニタリング報告提出
 ■ …保証協会宛モニタリング報告提出（金融機関経由）

6. 月次管理及び報告スケジュール【5事業年度未満で完済（例：3月決算）】



保証申込

貸付実行

保証期間3年以内

完済

月次管理は完済日の前々月の実績分（完済日の前月に実施）までとする。

完済日時点で中小企業者におけるモニタリングの報告期限（12月末または6月末）が到来していない場合、報告不要。

保証期間5年超

保証申込

貸付実行

繰上完済

2年目分の報告が不要な場合、初年度分のみを報告することは不要。

月次管理は完済日の前々月の実績分（完済日の前月に実施）までとする。

完済日時点で中小企業者におけるモニタリングの報告期限（12月末または6月末）が到来していない場合、報告不要。

7. (様式) 申込資格要件申告書兼誓約書

表面

令和8年3月16日制定
年 月 日

〇〇信用保証協会 御中

「モニタリング強化型特別保証制度」申込資格要件申告書兼誓約書

住 所
(申込人) 法 人 名
代表者名
又は氏名

【誓約事項】

当社(私)は、【申込人及び認定経営革新等支援機関が実施する内容】を理解したうえで、次に掲げる内容を誓約します。

- 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うこと。
- 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社(私)が補助相当額を負担すること。
(注)「モニタリング強化型特別保証制度」を利用する場合、借入金額に対して国から0.22%~0.95%に相当する額が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は金額お客様のご負担となります。

【情報提供の同意】

モニタリング強化型特別保証制度を利用するにあたり、以下に掲げる当社(私)の情報を、以下に掲げる利用目的のために、信用保証協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	申込金融機関、融資実行年月、財務状況
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

※ 事業者名は経済産業省に提供されません。

【資格要件】

確認	項 目								
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面(本書面)を提出していること。</p> <p>上記の認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、以下に該当するものに限る。 ・申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総借入金残高【Ⅰ】</td> <td style="width: 50%;">プロパー融資残高【Ⅱ】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">プロパー融資残高【Ⅱ】/総借入金残高【Ⅰ】</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">% ≥50%</td> </tr> </table>	総借入金残高【Ⅰ】	プロパー融資残高【Ⅱ】	千円	千円	プロパー融資残高【Ⅱ】/総借入金残高【Ⅰ】		% ≥50%	
総借入金残高【Ⅰ】	プロパー融資残高【Ⅱ】								
千円	千円								
プロパー融資残高【Ⅱ】/総借入金残高【Ⅰ】									
% ≥50%									

- ※1 「プロパー融資」とは信用保証協会の原賠を付さないで行う融資のことを指します。
 ※2 「総借入金残高」及び「プロパー融資残高」は原則として本誓約書作成日時点における事業資金に限ります。
 ※3 「総借入金残高」及び「プロパー融資残高」は各金融機関の定めた年々債額(個別貸付)のみの場合は個別貸付残高、複貸貸付(当座貸越等)のみの場合は複貸貸付額、両者が存在する場合は個別貸付残高と複貸貸付額を足した額)をご記入下さい。

【確認状況記載欄】

本資格要件申告書兼誓約書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法	その他詳細	金融機関本支店名・担当者
令和 年 月 日	時 分		()	

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

・本様式作成日付を記入する。

・押印不要。

・経済産業省に情報提供するため、本様式作成時に、申込金融機関が申込人に対し、情報提供について十分に説明を行い、同意を得る。

・制度要綱2. 申込資格要件における認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合に記入する。

・金融機関記入欄。

7. (様式) 申込人資格要件申告書兼誓約書

裏面

【申込人及び認定経営革新等支援機関が実施する内容】

①申込人及び認定経営革新等支援機関は連携し、月次で財務状況や資金繰り状況を把握(以下「月次管理」という。)すること。

月次管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実行実行日の属する月から、当該月が属する事業年度を起点として、6事業年度の決算月までが月次管理の対象となります。 毎月の月次管理は原則として、対象となる月の翌月末までに実施してください。 <p>(例) 3月決算の事業者が令和8年5月に本制度による保証付き融資を受けた場合 令和8年5月から令和13年3月までが月次管理の対象期間となります。 初回は令和8年6月分を令和8年6月末までに、最終回は令和13年3月分を令和13年4月末までに実施してください。</p>
備 考	毎月の月次管理にあたっては、本制度所定の様式「月次管理表(参考)」をご活用ください。なお、同様式は一例であり、申込人の状況に応じて別途任意の様式をご活用いただいても差し支えありませんが、内容については「月次管理表(参考)」の項目を満たすようご留意ください。

②申込人及び認定経営革新等支援機関は連携し、上記①の月次管理の対象となる期間内において、下記の報告基準のいずれかに該当した場合、本制度所定の様式「経営状況の変化に関する報告書」を作成すること。

また、申込人は金融機関及び信用保証協会に対して本報告書を提出すること。

報告基準	<ul style="list-style-type: none"> (1) 今後6か月以内に資金不足が懸念されるとき (2) 上記(1)に該当しないが、経営状況の変化に関する報告を行うことが必要と判断したとき <p>※「主要取引先の経営状況の悪化や取引条件の変更により、収益性が大幅に低下している」、「社内人材の退職により、営業力や技術力等に課題が生じる可能性がある」など、財務情報・非財務情報等により経営状況の変化が確認できる場合を想定しています。</p>
報告方法	「経営状況の変化に関する報告書」を作成し、金融機関に対し、金融機関が指定する方法によりご報告ください。(信用保証協会には金融機関を通じて報告されます。)
報告後の対応	本報告書においては、原則として、申込人、認定経営革新等支援機関、金融機関及び信用保証協会による対話を通じて、経営支援や金融支援の必要性を検討し、事業者支援の方針について4者で認識を共有してください。
備 考	本報告書と併せて直近決算書をご提出ください。なお、上記の報告基準(1)に該当する場合は、加えて資金繰りの見込みを明らかにする書類(資金繰り表等)をご提出ください。

③申込人及び認定経営革新等支援機関は連携し、上記①の月次管理の対象となる期間内において、年に1回、本制度所定の様式「モニタリング報告書」を作成すること。

また、申込人は金融機関及び信用保証協会に対して、本報告書を提出すること。

報告方法	「モニタリング報告書」を作成し、金融機関に対し、金融機関が指定する方法によりご報告ください。(信用保証協会には金融機関を通じて報告されます。)
報告期限	決算期が4月～9月の法人は12月中旬に、10月～3月の法人及び個人事業主は6月中旬にご報告ください。なお、初年度分の報告は翌年度分の報告時にとめてご報告ください。

※認定経営革新等支援機関が行う支援の内容について、実務上留意すべき事項等を取りまとめた参考資料「【認定経営革新等支援機関向け】モニタリング強化型特別保証制度のモニタリングについて」が中小企業庁ホームページにて公表されておりますので、もちろめご参照ください。

【認定経営革新等支援機関記入欄】

・当社(私)は、【申込人及び認定経営革新等支援機関が実施する内容】を理解したうえで、取り組むことを誓約します。
・また、以下に掲げる当社(私)の情報を、以下に掲げる利用目的のために、信用保証協会が経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別
2. 提供先における利用目的	政策効果の検証

年 月 日

(認定経営革新等支援機関)	住 所 法 人 名 代 表 者 名 又 は 氏 名 連 絡 先 相 当	印
---------------	--	---

認定経営革新等支援機関ID	認定経営革新等支援機関種別 (該当項目に○印)
	1. 税理士・公認会計士(法人含む) 2. 中小企業診断士 3. 金融機関 4. その他

※複数項目に該当する場合は若い番号を優先してご選択ください。

・経済産業省に情報提供するため、認定経営革新等支援機関は本様式作成時に、申込金融機関より情報提供についての説明を受け、同意する。

・認定経営革新等支援機関が誓約及び情報提供に同意した日付を記入する。

・押印要。